

政策整理番号 8

評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
------	-----	-------	------------	-------	--

政策番号	1 - 3 - 1	政策名	地球環境の保全
------	-----------	-----	---------

施策番号	1	施策名	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減
------	---	-----	----------------------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

【政策評価指標達成状況から】 判定不能
 ・指標名:1人当たり温室効果ガス年間排出量 達成度 B
 ・平成13年度に比べた平成14年度の当該指標は、全国的に微増の傾向がうかがわれ、宮城県も同様の傾向を示したものと考えられる。

【県民満足度(政策)の推移から】 概ね有効
 ・第5回(H17)県民満足度調査の結果によれば、政策満足度は50(やや不満)となっている。この背景としては、地球温暖化問題に対する社会的関心が高まる中で、県の政策対応の一段の強化を期待しているものと考えられる。
 ・地球温暖化問題に対する社会的関心の高まりについては、県の関連事業も一定の役割を有しているものとする。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】 概ね有効
 ・県内における地球温暖化対策を推進するために県が有志市町村等と設置・運営している県地球温暖化対策地域協議会への市町村加入率が向上(H16末:43% H17末:86%)した。
 ・県協議会とは別に、市町村や事業者レベルで独自の活動を行う地域協議会も増加しつつある。(H16末:2協議会 H17末:4協議会)

【総括】
 ・地球環境の保全にとって、地球温暖化対策は重要な課題となっており、県が市町村や県民、事業者への働き掛けを通じて、地域からの二酸化炭素等排出削減に取組む関連施策は一定の効果有するものとする。
 ・施策の性格上、政策評価指標達成状況や政策満足度から、直ちに直近の施策の有効性を示すことは困難であるが、この問題に対する県民の関心を高め行政、事業者、県民のあらゆる主体を巻き込んだ不断の取組が大切であり、各主体に地球温暖化対策に向けた行動を促す意味でこの施策は概ね有効であるとする。

施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	地球温暖化対策推進事業(みやぎ地球温暖化対策地域推進事業)	6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号,4号

【国、市町村、民間団体との役割分担】 適切
 ・(国)地球温暖化対策については、国が国際公約としての温室効果ガス削減目標達成の直接的な義務を負い、これに向けた国内における総合的、計画的対策を策定、実施する責務を有する。(地球温暖化対策の推進に関する法律第3条)
 ・(県)県は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するものとされている。(地球温暖化対策の推進に関する法律第4条)
 ・(市町村)市町村についても基本的には県と同様。
 ・(民間団体)事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力しなければならないとされる。
 ・この施策に係る事業については、上記役割分担に沿って設定、実施されており県の関与は適切である。

【施策目的を踏まえた事業か】 適切
 ・県レベルの地球温暖化対策としては、地域における大規模事業所としての県自らの率先的取組のほか、県全体の温室効果ガスの推移の状況や将来目標を県民に提示し、県民、事業者等それぞれの立場、責任(温室効果ガス排出状況)に応じた自主的な取組を促す普及啓発活動が中心となるものである。
 ・県では平成16年3月、県内における温室効果ガス排出削減に向けた将来目標を提示する“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画を策定したほか、中小事業者の取り組みを促すためのモデル事業として商店街、温泉街等での温室効果ガス排出削減に向けた診断事業を行ったり、様々な県民、事業者、市町村等の率先的な取り組みを多くの県民等に紹介するイベントを実施している。

【事業間で重複や矛盾がないか】 適切
 ・目的、対象者に応じ事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。

【社会経済情勢に適応した事業か】 適切
 ・先進国に温室効果ガスの削減義務を課す国際的な取り決めである京都議定書が平成17年2月16日に発効し、我が国は平成22年までに基準年(平成2年)の排出量レベルから6%削減する義務を負うこととなり、その着実な実現に向けた施策対応、事業での取組が喫緊の課題となっており、地域として積極的にこうした課題の解決に臨む本件関連事業は時宜を得たものである。

【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性) 適切
 ・かい離度は依然高い水準(30)にあり、引続き事業の積極的な推進が必要な状況にある。

【総括】
 ・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。

施策番号	1	施策名	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減
------	---	-----	----------------------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p>【施策満足度から】 概ね有効 ・施策満足度は50点、満足度60点以上の回答者割合が41.8%であり「概ね有効」と判断される。</p> <p>【政策評価指標達成状況から】 判定不能 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋 ・平成14年度の1人当たり温室効果ガス年間排出量は平成13年度から微増(0.2%)の状況。過去10年間で2割以上の増加だったのに比べ、横這い傾向となっている。ただし、統計データ収集時期との関係で、直近の施策の評価数値が3~4年ズれることから、前年度の施策の有効性を直接判断する指標としては不適。 なお、県が率先実行の一環として取組んでいる県庁舎からの二酸化炭素排出量削減(空調管理徹底等)に関連しては、平成17年度は前年度比4.5%の排出量削減(前々年度比でも2.4%)を実現している。</p> <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】 有効 ・県内における地球温暖化対策を推進するために県が有志市町村等と設置・運営している県地球温暖化対策地域協議会への市町村加入率が向上(H16末:43% H17末:86%)した。 ・県協議会とは別に、市町村や事業者レベルで独自の活動を行う地域協議会も増加しつつある。(H16末:2協議会 H17末:4協議会)</p> <p>【業績指標推移から】 有効 ・県協議会の主要事業である地球温暖化防止をテーマにしたイベントの開催回数(H16:1 H17:3)、地域(H16:1 H17:3)、参加県民(H16:150 H17:1,600)を拡大している。 ・県地球温暖化防止活動推進員の活動を活性化している(H16:321回 H17:369回)。 (県地球温暖化防止活動推進員:地球温暖化対策の推進に関する法律第23条の規定により地域における地球温暖化対策の推進に熱意と知識を有する方々を、県では地球温暖化防止活動推進員として委嘱している。)</p> <p>【成果指標推移から】 有効 ・全体から見れば非常に小さな量に過ぎないものではあるが、脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業を実施しているモデル地区からの二酸化炭素排出量は着実に減っている。(事業着手前に比べ全体で989t-CO2削減(約120世帯相当分))</p> <p>【総括】 ・施策テーマの大きさに比べ、事業効果は限定的にならざるを得ないが、この問題に関する県内自治体の取組姿勢を推し量る意味での社会経済情勢関連データや業績、成果指標の推移から、現在の事業群には一定の有効性が認められるものとする。</p>

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

<p>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】 判定不能 ・政策評価指標データの性格から直近の事業の効率性を直接確認することはできないが、これを補完する意味で平成17年度の県の率先実行に関わる二酸化炭素排出量削減の成果指標やその他業績指標データは向上してきている。</p> <p>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】 概ね効率的 ・指標及び施策の性格上、事業の効率性を定量的に明確に示すことは困難であるが、着実に施策目的実現の方向に数値を積み上げている状況にある。</p> <p>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】 概ね効率的 ・県全体の財政状況等から事業費が漸減(平成15~平成17)する中で、業績指標の数値は拡大(向上)してきており、効率性についても相対的に良い方向に向かっているものとする。 ・なお、平成17年度の事業費は県の率先実行計画を策定(約170万円)したことで、平成16年度に比べて一時的に大きくなっている。</p> <p>【総括】 ・事業費が漸減傾向にある中、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の数値が拡大(向上)してきていることから事業群の効率性は向上しつつあるものとする。</p>
--

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

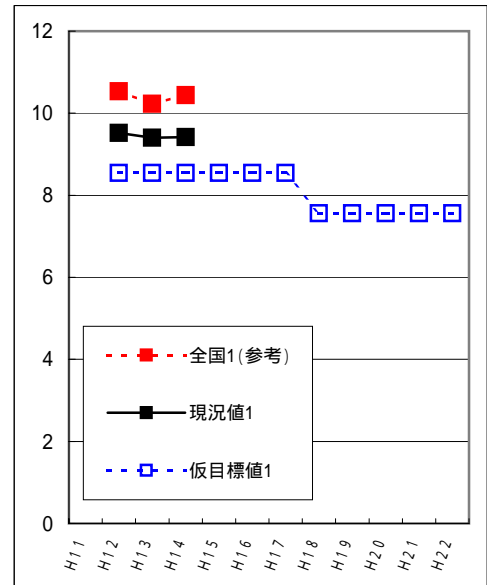
<p>・B-1 施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢から判断して、本施策の事業設定は適切と判断する。</p> <p>・B-2 施策テーマの大きさに比べ、事業効果は限定的にならざるを得ないが、社会経済情勢関連データや業績、成果指標の推移から、現在の事業群には一定の有効性が認められるものとする。</p> <p>・B-3 事業費が漸減傾向にある中、社会経済情勢データ、業績指標、成果指標の数値が拡大(向上)してきていることから事業群の効率性は向上しつつあるものとする。</p> <p>・B-1~3の各項目を総合的に判断し、「概ね適切」と判断した。 ・なお、施策評価からは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減に向けた県の施策対応の一段の強化が求められている。</p>

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
政策番号	1 - 3 - 1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	1	施策名	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
1人当たり温室効果ガス年間排出量		t - CO2						
目標値	難易度	H17	8.54					
		H22	7.56					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H12					H12	H13	H14
現況値 (達成度判定値)	9.52					9.52	9.40	9.42
仮目標値						8.54	8.54	8.54
達成度						B	B	B

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・京都議定書をはじめとする国内外の地球温暖化対策においては、「温室効果ガス」として二酸化炭素のほか、メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六フッ化硫黄(SF6)の計6種類のガスを対象とし、これらのガスの排出抑制に向けた取組を進めているところである。この流れを受けて、平成16年3月に策定した「脱・二酸化炭素」連邦みやぎ推進計画」では、排出抑制の対象とする温室効果ガスを同様の6種類のガスとし、削減目標を県民1人当たりの温室効果ガス排出量について設定していることから、評価指標も県民1人当たりの温室効果ガス排出量にするもの。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17
施策重視度(中央値、点)A	80
施策満足度(中央値、点)B	50
かい離 A-B	30
満足度60点以上の回答者割合(%)	41.8

参考:第2~4回の推移	H16	H15	H14
施策重視度 A	80	80	80
施策満足度 B	50	50	50
かい離 A-B	30	30	30
満足度60点以上の回答者割合	42.4	43.0	42.3

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直して実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度:B
 ・平成14年度の1人当たり温室効果ガス年間排出量は9.42t - CO2で、自動車用ガソリン消費量の増加などにより前年から0.02t - CO2増加している。なお、同時期における全国の1人当たりの排出量は10.44t - CO2となっている。
 ・県地球温暖化対策地域推進計画(平成16年3月)では、平成22年度における県民1人当たり温室効果ガス年間排出量を7.56t - CO2(二酸化炭素については、6.99t - CO2)に抑制する目標を掲げているが、平成12年度以降9t - CO2台でほぼ横這いの状況にあり、目標の実現には一層の取組強化を要する状況。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】
 ・この指標は、各種関連施策の取組を通じて実現を目指す施策目標(地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減)の達成度そのものを示すものであり、中長期的な施策の有効性を評価する上では適切なものである。
 ・一方、この指標はその基礎となる統計データが確認できる時期との関係で、直近の施策評価に用いることができない課題もある。このため施策評価に当たっては個別事業の短期的な事業成果を確認することでその課題を補完する必要がある。

施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 8

対象年度	H17	作成部課室	環境生活部環境政策課	関係部課室	
政策番号	1 - 3 - 1	政策名	地球環境の保全		
施策番号	1	施策名	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減		

C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性
・該当なし

[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性
・該当なし

C - 2 施策・事業の方向性

施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	拡充	維持	縮小
-----	----	----	----

[方向性の理由]

・地球温暖化の原因となる温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出削減は県民一人ひとりに課せられた課題で、環境政策上も非常に大きな意味を有する。ことに民生部門等の排出量の増加傾向が著しくその二酸化炭素排出削減のための誘導施策を継続的かつ幅広く講じていく必要がある。

[次年度の方向性]

・平成17年2月16日には先進国における温室効果ガス排出量の具体的削減義務を取り決めた京都議定書が発効し、国全体としてその約束達成に向けた取組を進めることが喫緊の課題となっている。次年度においても、こうした状況を踏まえ、平成16年3月に策定した“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画(新・地球温暖化対策地域推進計画)を柱とし、現在取組んでいる二酸化炭素排出削減に向けたモデル事業の成果等の全県的な波及や、宮城県地球温暖化防止活動推進員を活用した普及啓発活動の拡充を図り、地域レベルからも温室効果ガス排出削減の実を挙げていきたい。

主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	地球温暖化対策推進事業(みやぎ地球温暖化対策地域推進事業)	11,855	維持	地球温暖化対策は現在の環境政策上の重要な課題であり、事業の方向性としては維持とした。具体的には、モデル事業の成果等の全県的な波及や、県地球温暖化防止活動推進員を活用した普及啓発活動の推進を予定している。
		合計	11,855		